

平成31年2月18日

平成30年度低公害車普及促進等対策費補助金（中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター導入支援事業）に係るテールゲートリフター機器選定の公募要領

公益社団法人 全日本トラック協会

1. 申請者の要件

申請者は、下記2に定める補助対象機器の選定要件に合致する油圧式荷役省力化装置（テールゲートリフター）の製造を業とする者とする。

2. 選定要件

以下の全てを満たす機器を選定対象とする。

- (1) 油圧式荷役省力化装置（テールゲートリフター）であること
- (2) 機器の申請時において当該機器が販売されており、平成30年度内において製造中止が予定されていないこと
- (3) 機器の種類毎に品名・型番が定められていること
- (4) 機器毎に固有の製造番号が付されており、型番・製造番号・機器製造事業者名が打刻された銘板が機器に貼付され、目視で確認できること
- (5) 貨物自動車運送事業の用に供する自動車に装着するものであり、装着実績があること

なお、選定に際しては、必要に応じて更なる要件を付すことがある。

3. 申請方法

申請者は、申請期間内に必要な申請書類を郵送又は直接持ち込む方法により、全ト協へ提出する。ただし、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

4. 申請期間

平成31年2月19日（火）から平成31年2月28日（木）まで

- ※1 郵送の場合は消印有効とする。
- ※2 申請書類を直接全ト協へ持ち込む場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時から13時は除く）とする。なお、事前に電話で予約申し込みを行うこと。
- ※3 上記期間終了後であっても条件にあう機器に関する申請は適宜受付する。

5. 申請に必要な書類及び提出部数

- (1) 機器選定申請書（機器選定様式1）

- (2) 申請機器明細表（機器選定様式2）
- (3) 登記簿謄本の写し（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）
- (4) 会社案内
- (5) 当該機器の製品パンフレット
- (6) 銘板のサンプル（実物の写真等でも可）
- (7) その他（申請内容に説明が必要な場合は書類を添付すること）

※上記(1)～(7)の書類を1部提出すること。なお、申請書類の写しを申請者で保管すること。

※ただし、平成29年度補正予算実施時に補助対象機器の選定を受けている場合は、前回提出した書類と変更の無い書類の提出を省略することができるので、その旨をあらかじめ全ト協へ申し出ること。

6. 書類提出先

〒160-0004

東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館5階

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 宛て

※申請に必要な書類は、封筒に入れ、宛名面に朱書きで「テールゲートリフター機器選定に係る申請書類在中」と明記すること。

7. 申請に関する問い合わせ先

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 ※受付時間：平日の9時～17時

8. 書類提出に当たっての注意事項

- (1) 提出された申請書は、その事由の如何にかかわらず返却は行わない。
- (2) 申請者の要件を満たさない者が提出した申請書及び虚偽の記載をした申請書は、無効とする。
- (3) 申請に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 必要に応じて、追加資料の提出や説明を求めることがある。

9. 審査

全ト協は、申請者から提出された申請書をもとに、申請された機器が上記2に定める要件に適合しているか審査し、補助対象機器を選定する。

10. 補助対象機器にかかる選定結果の通知

補助対象機器にかかる選定結果は、後日、機器選定結果通知書（機器選定様式3）によ

り申請者へ通知する。

11. 選定結果の公表

選定結果は、テールゲートリフター補助金の補助対象機器一覧として、以下の項目を全ト協ホームページに掲載する。

- (1) 当該機器の名称
- (2) 当該機器の型式
- (3) その他特記事項

ただし、必要に応じ内容の追加、変更あるいは削除を行うことも有り得る。

12. 選定結果の有効期間

選定結果の有効期間はテールゲートリフター補助金を実施される会計年度の末日までとする。

ただし、本要領に定める要件に適合しなくなった機器については、当該会計年度の途中であっても選定の取消しが行われることがある。

13. 選定機器の仕様等の変更

選定を受けた者であって、選定された機器の仕様や製品名、型番等を変更する場合は、仕様等変更申請（届出）書（機器選定様式4）により申請（届出）しなければならない。

14. 選定の廃止

選定を受けた者であって、選定された機器の製造を終了する等の理由により、当該機器に係る選定の廃止を希望する場合は、速やかに選定廃止届出書（機器選定様式5）により選定廃止を届出なければならない。全ト協は、選定廃止届出書を受理後、選定廃止の対象となる機器を選定機器一覧から削除するものとする。

15. 選定の取消し

全ト協は、選定を受けた者の虚偽の報告、データの改ざん、誇大広告、選定結果の不正使用等の行為を発見した場合には、選定の取消しを行う。

16. 本要領の改訂

この補助対象機器選定の手続きについては、必要に応じ改訂することができる。

附 則 本要領は、平成31年2月18日より適用する。